

障がい者就労施設にお仕事をおまかせください

おむすび作業所

～ 地域とつながる作業所をめざして～

現在おむすび作業所では利用者、職員合わせて20名ほどが毎日、元気に明るく仕事をしています。障がいがあっても、働く場所がある事、仕事がある事、そしてお金を稼ぐ大切さを日々考えながら皆通所しています。これからの丁寧で真面目な作業をしていきます。よろしくお願ひします。

市内のいくつかの企業様より仕事を請け負い、紙器製品、ウォーキングポール組立て等を行なっています。

また、4月より近くの休耕地をお借りし、地域の方と協働し農業をはじめました。夏には、トウモロコシ、スイカを栽培し、これから黒豆（丹波種）の収穫（選別）が始まっていきます。これからの、地域の方と繋がりながら、安心・安全なものづくりをしていきます。



▼問い合わせ先

社会福祉法人 七草会 多機能型事業所 おむすび作業所（就労継続支援B型） 所在地：菱平字西丸山187
 担当者：小山達也 ☎・FAX 22-3844

ご存じですか？ 信州。パーキング・パーミット制度 （障がい者等用駐車場利用者証）

長野県では、公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている「障がい者等用駐車区画」を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢者の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を交付する「信州パーキング・パーミット制度」を行っています。また、利用証は、同様の制度を実施する35府県1市で相互利用ができます。

長野県では、公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている「障がい者等用駐車区画」を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢者の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を交付する「信州パーキング・パーミット制度」を行っています。また、利用証は、同様の制度を実施する35府県1市で相互利用ができます。

長野県では、公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている「障がい者等用駐車区画」を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢者の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を交付する「信州パーキング・パーミット制度」を行っています。また、利用証は、同様の制度を実施する35府県1市で相互利用ができます。



利用証

○利用証の交付対象者

障がい者（身体・知的・精神・発達）、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが又は病気等により歩行が困難な方

◆市の申請窓口

申請窓口	対象者
厚生課	障がい者など
高齢福祉課	要介護高齢者
健康づくり課	妊産婦

※長野県佐久保健福祉事務所（佐久合同庁舎）の窓口でも申請できます。

※代理人が申請される場合には、代理人の身分証明書が必要となります。

▼問い合わせ先

長野県 地域福祉課
 ☎ 026-2332-0053

障害者計画及び障害福祉計画審議会の委員募集

◆活動内容

障害福祉計画の策定に関する意見や提言

◆応募資格

市内在住又は通勤、通学する20歳以上の方で次のすべての条件を満たす方
 ・市の他の審議会等の委員になっていない方
 ・市税等に滞納がない方

◆活動の頻度

年4回程度の会議（平日の昼間）

◆任期

第5期障害福祉計画が策定されるまでの間

◆募集人数

1名

◆選考方法

書類選考と面接

◆申込期限

1月31日（火）

◆応募方法

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、応募動機（400字程度の作文）を記載の上、郵送又はFAX、Eメールで応募ください。

▼申し込み・問い合わせ先

厚生課 福祉係
 FAX：22-1966
 Eメールアドレスはお問い合わせください。